

平成 27 年度第 2 回
知床世界自然遺産地域
適正利用・エコツーリズム検討会議

議 事 録

日 時：平成 27 年 12 月 3 日（水）午後 2 時開会
場 所：斜里町公民館ゆめホール知床 公民館ホール

1. 開会

- 北海道（増本） 定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第2回知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議を開会いたします。

私は、北海道環境生活部の増本と申します。よろしくお願いいたします。

今回の会議につきましては、仮称ではございますが、道の知床世界自然遺産条例に対する地域意見をまとめるため、この時期に開催させていただくこととしたものでございます。

本日は、後ほど、9月1日のこの検討会議で設置いたしました知床条例部会における地域意見の検討結果につきましてご報告させていただきますが、その後、この条例に対する忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

- 北海道（増本） 議事に入ります前に、本日は、斜里町の馬場隆町長にご出席をいただいておりますので、最初にご挨拶を頂戴したいと存じます。

馬場町長、よろしくお願いいたします。

- 馬場斜里町長 この会議の開催町であります斜里町長の馬場でございます。

一言だけご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は、平成27年度第2回目の適正利用・エコツーリズム検討会議ということで、9月1日以来、3カ月ほどたったわけですが、委員の皆様方、そして、関係団体機関の皆様、遠方より、そして、また今日は、思いのほか天候が悪く、私も午前中、ウトロのほうに行ってまいりましたが、ここでは感じられないぐらいの雨と風がひどく、今、羅臼の方にお聞きしましたら、根北峠もかなり雪が降って大変だというお話を聞きました。そういう悪天候の中、お集まりいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。

また、日ごろより世界遺産地域の適正利用、そして、エコツーリズムの推進に当たって、皆様方には、いろいろな意味でご尽力をいただいておりますことにこの場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

さて、今日の会議ですけれども、今、北海道の増本課長からお話がありましたように、今年には知床が世界遺産10周年を迎え、そして、知事選挙の年でありました。高橋知事の選挙公約でこの知床条例を定めて、知床の世界遺産の価値を改めて評価し、未来につなげていこうという趣旨で条例制定が進んでおります。

その条例制定に当たってこの会議で確認するということが、併せて部会を設置して検討を行うということが決定され、それ以降、5回ほどの部会が開催されたと聞いております。

私も、地域意見交換会はウトロの開催のときだけ出席させていただきましたけれども、

皆様、積極的にこの条例について、あるいは知床の日の定めについてご意見をいただいております。

今日、これらの集約を報告していただいて、最終的にこの会議の結論を出すということになるかと思えます。

ぜひ、十分ご検討の上、価値ある条例になるようお願いしたいと思います。そしてまた、私は、こういう地元ではともかく、よそへ行ったときには知床を必ず冠に使っているのですが、知床といっても知床だけの地名はないですね。知床半島があって、その知床であるということだろうと思っています。

知床世界遺産地域が中心になっておりますけれども、その適正利用とエコツーリズム、さらには、その隣接地域、その隣接はどこまでを指すのかといういろいろな問題もあるかと思いますが、私は、知床といたら、知床半島を知床と呼びたいと思っています。

そういった意味では、奥薬別川以東あるいは薫別川以東が知床ではないかと私なりに思っていますけれども、そういった広いエリアをより魅力あるものにして、そして、この地域が元気になってほしいと心から願っているところでございます。

本日の会議のご盛会を心よりお祈り申し上げまして、一言、私からのご挨拶とさせていただきます。

皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

●北海道（増本） 馬場町長、大変ありがとうございました。

なお、馬場町長におかれましては、この後、所用がございまして、退席をさせていただきますこととなります。よろしく願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

●北海道（村田） まず、封筒をお配りさせていただいているかと思いますが、その中に、次第、名簿、配席図、それから、資料1から資料6まで、その後に、多くの皆様が引き続き連絡会議にもご出席されるご予定でございますので、連絡会議の次第、名簿、配席図が全員の皆様に入っております。連絡会議につきましては、エコツーリズム検討会議の資料1から資料4をそのまま使用いたしますので、二重にはお配りしてございません。エコツーリズム検討会議の資料1から4を連絡会議の資料1から4としてお使いいただきたいと思えます。

それから、封筒のほかに、エコツーリズム検討会議の最後の話題提供に係る資料として4種類ございます。ヒグマの観光資源化と資源化の管理と書いております1枚物、右上に12月3日の日付が入っている2枚物、その後、それぞれ1枚物で観光資源化した知床のヒグマと書いているものと野生生物の資源化コントロールと観光客の管理と書いているもの、この4種類が封筒のほかに配付されてございます。

配付資料は以上でございます。

●北海道（増本） ありがとうございました。

3. 議事

- 北海道（増本） それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、当検討会議の座長である敷田先生にお願いしたいと思います。敷田座長、よろしくお願いたします。

- 敷田座長 皆様、こんにちは。

年末のご予定がある中、また、お仕事が多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今ご説明をいただいたように、今日は、知床世界自然遺産条例（仮称）について検討していただく第2回の適正利用・エコツーリズム検討会議であります。

これから、2時間余りの検討時間ですけれども、非常に重要な内容かつ将来にわたって重要な意味を持つ案件でありますので、ぜひ真剣にご議論をいただきたいと思ひます。

先ほど説明がありましたように、当案件は、前回、第1回の検討会議で部会の設置を承認し、部会によって検討がなされてきた案件であります。

それに先立ちまして、後で説明をいただきますが、検討のスケジュールというところに書いてありますように、道の環境審議会でも議論がされた案件であります。

しかし、知床世界自然遺産条例というのは、何より、この地元知床の皆さんが当事者として影響も受け、またこの条例を使っていただくために皆さんのご意見や議論があつて当然であるという観点から、この部会を設けて検討してまいりました。

その点では、皆様の意志がこの条例の中にできる限り反映されるということが原則であります。

今日は、こうした重要な決定をする場になりますので、どうぞご承知をお願いいたします。

本日は議事として、今の条例のお話を含めて二つございます。

条例のお話と関連する案件としまして、知床の日（仮称）の制定についてという議案がありますが、これも今回の議論の中で同時に扱いたいと思ひます。2番目の部会の公開原則につきましては、この部会を含めた検討会議をオープンな場、どなたも傍聴でき、どなたもこれに関心を持てば参加ができる場として、改めて確認をするための戦略の一部修正をしていかという案件でありますので、後ほど、これについても議論をさせていただきます。

それでは、議事に従いまして、本日の検討会議を進めてまいります。

知床世界自然遺産条例と非常に名称が長い条例でありますので、ご発言の中では、簡単に知床条例とおっしゃっていただいても、条例とおっしゃっていただいても構いませんので、お願いしたいと思います。

道の説明にあると思ひますが、知床条例につきましては、世界遺産法という国内法がない中、北海道としてこういう特別な条例を持つということは、非常に意味があること

ですし、この条例が価値ある条例になるように、かつ、その価値を皆様がうまく引き出せるようにということで、このように制定するプロセスにも深くかかわっていただいていることをご承知願いたいと思います。

それではまず、今までの部会での検討の経過も含めて、道庁から説明をいただきたいと思いますが、時間の関係で、できるだけ要点を絞って説明をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

●北海道（村田） ご挨拶が遅れましたが、北海道庁でこの条例を担当してございます村田でございます。

私からご説明させていただきます。

資料を見ながらなものですから、恐縮ですが、座ってご説明させていただきますので、ご了承いただきまようお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

条例を制定する背景・目的につきましては、9月1日の検討会議でもお話をいたしました。遺産登録10周年を契機としまして、この貴重な知床をみんなで守ってよりよい形で後世につなげるために、その保全や適切な利用を推進する根拠となる条例を制定したいということでございます。

併せまして、その保全や適正な利用の機運を高めるために、世界自然遺産・知床の日を制定して社会的関心を高めたいということでございます。

次に、2番目の検討の経過等でございます。

まず、7月21日に、環境審議会に、どのような条例がよいかということで諮問をいたしまして、8月末に環境審議会のほうから、このような条例がよいのではないかとこの考え方のご答申をいただいたところでございます。

その答申を踏まえて、条例案骨子というものを作成して、今はまだパブリックコメントをしている最中でございますが、これが道の通常の手続でございます。

今、座長のほうからお話ございましたが、これと並行いたしまして、地元の皆様のご意見が非常に大事ということで、9月1日のエコツーリズム検討会議で条例に盛り込む内容について部会を設けて検討をお願いしたいということで、私どもからご提案をさせていただきご承認いただいたという経過がございました。

その後、10月9日から11月18日まで、5回の検討部会を設けまして議論をしてまいりました。そのうち、第3回、第4回は、住民意見を聞くということで、開催させていただいたところでございます。

この後、部会の検討結果についてご説明させていただいた上で、本日、それをご承認いただくのか、さらなる追加のご意見を頂戴して、地域の意見としてまとめるのか、こういった手続になるかと思いますが、その結果を道庁のほうにご提出いただくという形で、それを道のほうで条例案に盛り込むようにさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、このほかに、右側の列にあるのですけれども、庁内関係部局からもご意見がございますし、あと、関係機関にも個別に紹介している機関もございますので、そこらのご意見、それから、パブリックコメントで出てくる個別の意見も一緒に反映させて条例素案を作成し、道の法規審査を経て2月の道議会に条例案を提案したい、こういう流れでございます。

そして、無事に3月下旬に議決いただければ、即公布、施行、そして、併せて知床の日を制定したいというのが道庁の今の希望でございます。

それでは、部会の検討結果についてご説明させていただきたいと思いますので、資料1の裏面をご覧ください。

3番目に、参考として部会のメンバーを記載しております。

このメンバーで5回の部会を設けて検討してきたところでございます。

4番目でございますが、部会では、道の審議会の答申をもとに作成いたしました条例案骨子、これはパブリックコメントで出しているものですが、この条例案骨子に対して、さらに盛り込む内容やちょっと修正すべき内容について検討してまいりました。

また、世界自然遺産・知床の日としてふさわしい日にちを中心に検討してまいったところでございます。

参考といたしまして、その下に、道の条例案骨子の構成を記載してございます。

後ほど、各内容について詳細に見ていただきますので、ここでは、構成がこうなっているという程度をご覧くださいと思います。

Iで総則、IIで道の基本的施策が並んでいるという構成だけをここでは見ておいていただければというふうに思っております。

次に、資料2でございます。

この資料は、条例案の前文のたたき台となっておりますので、この後ご説明いたします条例案骨子には入ってございません。このため、別に用意したものでございますが、この前文は六つの段落から成り立っております。

一つ目は、自然遺産に登録されたという旨、二つ目は、これまでの地域の方々の努力があつて今があるという旨、三つ目は、知床を将来の世代に引き継いでいくのは我々の責務であるという旨、四つ目は、知床は他地域のモデルとなつて非常に素晴らしいけれども、まだまだ課題があるという旨、五つ目は、課題に対応していくためには、関係者の皆さんが協働して取り組んでいく必要があるという旨、そして、最後の文章では、このような考え方から条例を制定するという旨が記載されております。

基本的に、道の審議会の答申がもとになってございまして、条例の効力に直接影響を及ぼす部分ではございませんので骨子に入っておりませんが、何か特段ご意見があればと思ひ、今回、配付をさせていただいたところでございます。

それでは、部会の審議の内容に入る前に若干長い説明をしてしまったのですが、この後、部会でどのような審議をしてきたかという旨についてご説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

資料3は、左側に道の条例案骨子の内容を全て記載してございます。そして、真ん中の列に、部会における個々の意見がおおむね掲載されてございます。

なお、ここに②とか⑤などと書いてございますが、これは部会の回数でございます。

②というのは第2回目の部会で出た意見です。したがって、③、④というのは、部会のメンバーというより、参加されていた一般の方、この関係者が多いのですけれども、一般の方から出された意見が③、④でございます。

そして、右側の列は、真ん中の例の意見を踏まえて、最終的に部会意見としてまとめた内容が一番右側の列に書いてあるということです。このような構成になっております。

そして、実際にどんな議論がなされたかということですが、左側の「I 総則」の「1 目的」という部分につきましてどんな議論があったかと申しますと、ここは、条例の目的を書いているところですが、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関してこういうことを定めるという条例案の骨子だったのですけれども、真ん中列で、まず、対象エリアの拡大と書いてございますが、部会では、遺産地域だけではなくて、もっと広いエリアを対象にすべきだというご意見が出ました。賛成意見、反対意見、拡大するとしてその線引きをどこにするかという境界に関するご意見などが出たところでございます。

その結果として、右側の欄の部会の最終的な意見としては、隣接地も本条例の対象とすることという意見を部会として提言することになりました。

ただし、次の点にも留意することということで、条例の運用等においては、不要に隣接地の利用を制限しないこと。条例の対象とするのはいいのだけれども、不要に隣接地の利用を制限しないという意見も付ましようということになりました。

それから、対象となる隣接地は、知床半島エゾシカ方向管理計画の対象範囲とおおむね同じ範囲をイメージできるようにしてくださいと、こういう意見をつけましようということになりました。

なお、このエゾシカの保護管理計画の対象というのは、この資料3の一番最後の15ページになりますが、実際に、そのエゾシカの計画の図面をつけてございます。

半島の基部つけ根のほうに金山川から植別川のところに点線のラインを引いてございますが、このぐらいの範囲までを条例の適用範囲としましようということ、部会の意見としてまとめられたところでございます。

資料3の1ページに戻っていただきたいと思えます。

今、私がご説明したのが部会の意見ですが、具体的な条例案の文言として部会から出されたものが、括弧して部会案と書いております。この部会案として書いている部分が実際の条文のイメージです。部会としてはこういう条文で盛り込んでくださいというご意見です。

知床世界自然遺産とは、世界の文化遺産及びとあるのですが、後段部分の当該地域と一体として保全しなければ、遺産区域の生態系、生物多様性その他の自然環境の保全に

影響を及ぼす隣接地の区域をいうということで、この条例の範囲を定義する部分に隣接地も含めてくださいということで、この文章を条例の中に書いてくださいという形で部会としてまとめられております。

最初だったので、説明が長くなりましたが、以下、同じようなつくりになっております。

2 ページ目でございますけれども、真ん中辺に、保全等の対象の明確化ということで、本条例の対象の中心が生物多様性と生態系であることを明確にしてくださいというご意見が出されたところでございますが、部会意見は右側に入っておりません。

これはどういうことかと申しますと、パブリックコメントの資料を見ていただいた方はわかると思うのですが、条例案骨子には載っていませんでしたので、最終的に条例では、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を説明する文章を置きます。その中で、生物多様性とか生態系という部分が明確に説明される予定でございましたので、部会のほうとしては、特段、意見は載せないということでおさまったところでございます。

次に、3 ページでございます。

ここは、条例の中で「基本理念」と呼んでいる部分でございます。

どういうことかといいますと、知床の保全や適正な利用はこのように推進しなければならないというものを規定する部分でございます。左側の道の骨子に対しまして、真ん中の例でございますが、括弧の部分です。利用者の義務の追加をすべきだというご意見が出ました。それから、3 ページのちょっと下側の太字の括弧のところ、担い手の育成という旨を基本理念に入れるべきだというご意見です。まず、この二つを基本理念に追加して入れるべきだというご意見が出たところでございます。

ただ、これにつきましては、丸数字を見ていただければわかると思いますが、①、②は結構議論の早い段階で出まして、部会の検討結果を待たずに、道の条例案の骨子に盛り込むことができましたので、右側に部会意見としては出ていないという状況でございます。既に道の条例案骨子に盛り込まれたということで、特段、部会意見としては出ていないものでございます。

次に、4 ページでございます。

真ん中の例で、エコツーリズムの推進をみんなでやっていくという旨を追加すべきだ、そして、他地域に貢献していくという旨を追加すべきだ、それから、道民等の理解の増進をしていくという旨を追加すべきだ、こういった意見が出されまして、それぞれ右側の列のとおり、部会としてこれを盛り込んでください、具体的な条文はこういう文章ですということで、部会としてまとめたものが右の例に入っております。

5 ページに移りますが、今度は「道の責務」でございます。

左側に、道の条例案骨子の文言が実際に載っております。

部会の中では、今入っているこの四つの道の責務に対しまして、真ん中の列の太字でございますが、遺産管理者としての責務があることをもっと明確にすべきだ、もっと積

極的に推進する責務があるということを追加すべきだ、特に隣接地で責務を果たすということを追加すべきだ、道有資産に対する責務も追加すべきだ、6 ページに参りまして、関係者間の調整を担う責務を追加すべきだ、こういったご意見が出ました。そして、それぞれ右側にありますとおり、部会として最終的な意見に盛り込まれたところでございます。そして、それぞれ実際の条文の案がついているところでございます。

6 ページの真ん中辺にあるのですが、これも道の責務に対するご意見でございます。科学委員会等、決定事項を速やかに遂行する、こういった旨を追加すべきだというご意見です。これも結構議論の早い段階で出ましたので、骨子の4 (4) と、5 ページの左側の列の(4) ですが、ここで、もう既にご意見を骨子の中に盛り込んだということで、この部分については、特段部会としての意見は、最終意見に盛り込まなかったのですが、この4 (4) の文言に対しまして、6 ページの真ん中の例の一番最後でございますが、会議等に専門家が入ることの明確化ということで、骨子の部会での意見を踏まえて入れた項目に対して、さらにこのような文言を追加すべきだというご意見がありまして、右側に、会議等に専門家が入ることを明確化にしてくださいという部会の意見が盛り込まれた経緯がございます。

次に、7 ページでございます。

7 ページの5 番の「関係団体の役割」でございます。

関係団体というのは、現時点では知床財団を想定してございます。知床財団が地域にとって大変な役割を果たしているということで、引き続きぜひお願いしたいということで、条例の中に知床財団の関係の規定を個別に設けさせていただきたいというのが今の条例案骨子の中身でございます。

この規定に対しまして、関係団体が知床財団であるということがわかるようにしてくださいというのが、真ん中の例の関係団体の対象の明確化という部とところでございます。これにつきましても、条例の骨子の中で既に財団がわかるようにする予定でございましたので、その旨を道庁から説明いたしまして、部会意見としては右側の欄は何も載ってこなかったという形でございます。

次に、6 番、「道民等の役割」というところでございます。

これにつきましては、まず、文言の修正ということで、最初は「知床の普遍価値」という表現を使う予定だったのですけれども、道の条例案骨子になった時点でその文言が載ってきませんでしたので、この文言の修正は最終的に部会意見に出てこなかったということです。

次に、理解を深める対象の修正ということですが、これにつきましては、「登録された意義」という言葉が骨子の中に使われていたのですが、これは登録された価値ではないかというご意見がありまして、右側のとおり最終的な部会意見にも盛り込まれております。

次の事業者の役割については、特段議論がなく、今、1 番から7 番までご説明させ

ていただいたのですが、最初のほうで見ていただきました条例案骨子の「1 総則」に該当いたします。

この後、Ⅱに入ってしまうと、また説明が長くなってしまいますので、ここで1回切らせていただいて、Ⅰの総則部分について皆様のご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

●敷田座長 非常にわかりやすい説明をありがとうございました。

といいましても、内容は条例でありまして、使われている用語等も含めて非常に難しいとお感じになっている方もいると思いますので、基本的なところを確かめていただいてもよろしいと思います。

ただ、部会での検討経過もありますので、それを一旦尊重していただいて議論をお願いしたいと思います。

それでは、今説明がありました内容について、ご意見、ご質問があれば遠慮なくお願いいたします。

なお、この設定として、道の条例でありますので、皆様のご質問は、基本的に道のこの条例を担当する担当者の皆様からお答えをいただきますが、当然のこととして、皆様もこの条例を使っていきますので、その点では他の関係団体からご意見を同時にいただいても構わないと思っております。

それでは、いずれからでも構いませんので、今説明があった部分についてご意見、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●北海道（馬淵） 資料2の一番最後の行にある道民の創意の「創」ですが、これは普通に使う総意と理解してよろしいですか。何か特別な意味があるのでしょうか。

●北海道（村田） ほかの道の条例を参考にしたつもりではあるのですが、誤字だったら困るので、もう一回確認をさせていただきます。

いずれにしても、道民の総合という意味の「総」か、みんなで創り上げたという意味の「創」が入っているかと思うのですが、誤字でしたら困るので、確認をして、最終的にはきちんと道のほかの条例と合わせたいと思います。

●敷田座長 よく見ていただいて、ありがとうございます。

それでは、事務局が確認して回答をしますか。後日にしますか。

●北海道（村田） ここは、漢字だけの問題ということでよろしいですか。

●敷田座長 字の問題として処理したいと思いますので、道の修正過程を含めて調整していただくことでご承認をお願いしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

●北海道（馬淵） よろしいです。

●敷田座長 それでは、ほかにご意見やご質問はございませんか。

●知床羅臼観光船協議会（長谷川） 羅臼の観光船協会の長谷川です。

今、資料3の7ページの「5 関係団体の役割」は、知床財団に全て一任するような

ことを書いています。これは、作業部会の中でそう決まったのかもしれませんが、実際は、知床財団が全部やるぞと言わんばかりのことです。本来、いつも言いますように、自然保護や観光経済や地域振興がくつつかなければだめなものですから、確かに羅臼町や斜里町の趣旨のもとに行われる財団ですけれども、この関係団体に公益財団法人と規定とありますけれども、これに全て観光をつかさどる斜里町と羅臼町の観光協会なりもせめてつけ加えていただきたいと思います。そうしなければ、これは知床財団だけで取り組むような形になるのではないですか。

●敷田座長 ご発言ありがとうございます。

今のご発言は、関係団体の中に知床財団しか想定していないように読み取れるが、これはもっと広く対象にしてもいいのではないかということです。

議論の経過も含めて、道庁から説明をお願いします。

●北海道（村田） まず、知床地域の事業者の皆さんにおかれましては、事業者の役割という規定がございます。それから、住民の皆さんには道民等の役割という規定がございます。ですので、知床地域の皆様をお願いしたいという部分は既に規定されるわけがございます。その上で、知床財団は特にこの地域で果たされている役割が大きいということで、それとは別に規定しようということがございますので、観光協会やほかの皆さんがこの条例の役割の主体ではないということではありません。

今のご意見のように、確かにここだけを読むと知床財団が全てやるように見えますが、ここは、みんなでやっていきますという旨がまず基本理念で定めています。

資料の3ページの右側の3基本理念①のところで、関係行政機関と関係団体と道民や事業者の皆さんとの協働で行われる、みんなでやっていくと書いた上で、それぞれでやるのが個別に書いてあるということがございます。当然、道の責務がその後の1番に来ております。これは、道の条例でございますので、まず道が果たすことを責任として書いた上で、ほかの皆さんにもこういったことをお願いしたいということです。知床財団がこれを全てやるという趣旨ではもちろんございませんで、道が責務を負った上で、ほかの皆様にもこういうことをお願いしたいというつくりになっています。

説明が十分かどうかわかりませんが、このように考えております。

●敷田座長 ご説明をありがとうございます。

ご質問はもっともだと思います。これは、関係団体がイコール知床財団であるのではなく、もっと広く関係者もこの団体に含まれるのではないか、含まれるか、含まれないかという単純な質問だったと思いますが、それについてはどうですか。

●北海道（村田） 今の道の条例案骨子では、知床財団だけを想定した規定になってございまして、ほかの皆さんは入っておりません。

●敷田座長 入れるのか、入れないのかというのが質問の趣旨のはずです。

●北海道（村田） ご意見として、ここに観光協会やガイド協会の方を入れるべきだというご意見があれば、もちろん条例として入れられないことはございませんで、そうい

った議論もこの場でいただければありがたいと思っています。

- 知床羅臼観光船協議会（長谷川） 余りにも財団を信じているというか、私は個人的にそこまで信用があるとは思えません。皆さんがそう思うのならそれでも結構です。

何でも財団がスポークスマンだというふうに北海道庁や日本中が思っているような気がするのですが、実際はそれにそぐわないこともたくさんあるので、そういうことはきちんとみんなで考えながら進めていったほうが良いと思います。北海道が財団に一任すると言えばそれまでですけれども、そういうことを言いたかっただけです。

- 敷田座長 ご意見をありがとうございました。

関係者としての役割は等しくあると思いますし、権利も等しくあると思いますが、特に条例の中で関係団体として知床財団を指定すると会場の皆さんが理解をしてよろしいわけですか。

- 北海道（村田） 現状であれば、まさしく知床財団のためだけの規定となっております。

- 敷田座長 当事者の知床財団は、その認識でよろしいでしょうか。

- 知床財団（増田） 誤解のないようにお話ししておくと、こちらからあえて特出しで知床財団を関係団体として挙げてくださるとお願いしたわけではございません。そういう役割として、知床財団に期待されるというご趣旨で入れられたとすれば、私たちがこの中に入ることにもちろん異存はないのですけれども、ほかの団体の方がこの条例の中にどういう形で書かれるのか、加えるのであれば観光協会さんも加えるとか、そういうことはこの中で皆さんで議論していただければと思います。

- 敷田座長 ありがとうございます。

当事者の知床財団のご発言にありますように、財団としては担いたいけれども、それ以外の団体を排除することは必要がないということですので、皆さん、それでよろしいでしょうか。

- 小林委員 教えていただきたいのですが、関係団体というものの定義はどうなっているのでしょうか。

ほかの文章でも関係団体等とか、いろいろと出てくるのですが、よくわからないので、この議論をする際にこの条例で関係団体というのは何なのか、どういう定義をされているのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

- 北海道（村田） 最初の説明が不足していたと思います。申しわけございません。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

2ページ一番左下です。ここは、条例の中に定義する文言について記載されているところがございます。関係団体とは、主として知床世界自然遺産及びその周辺地域の自然環境に関する調査研究、自然保護の普及啓発、その他の自然環境の保全に資する取り組みを実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものということで、ほぼ知床財団の定款の文言を落とし込んでおります。

「主として」と入れてございますので、このままの規定であれば、知床財団以外はこ

れを主としてやっているということではないかと思しますので、現状でいけば知床財団だけがこの規定の対象になります。この条例案の中の全ての関係団体というのは知床財団を指しているということでございます。

●敷田座長 よろしいでしょうか。

それを了解した上で、何かご意見があればお願いします。

●小林委員 これまで、どういう議論がされているかがわからないと判断できなかったものですからお伺いしただけです。

●敷田座長 ありがとうございます。

その判断もお聞かせいただければと思います。

●小林委員 私は、これまでの議論に参加していないので、まだ理解が足りませんが、このように関係団体を定義されたのであれば、これに該当する団体として財団だけが今のところマッチングしているという理解だと思います。もし、今後、知床財団以外にそういう団体が出てきた場合には、関係団体に含まれるという理解でよろしいですね。

●敷田座長 ご回答をお願いします。

●北海道（村田） 現状では、知床財団だけですが、もちろん、ほかのNPO法人やこれに該当するような団体が設立されれば対象になるということでございます。

●敷田座長 ありがとうございます。

中川さん、ご意見はありますか。

●中川委員 部会の議論の中でもありましたように、これは最初から知床財団を規定しているものであれば、最初から知床財団という文言で入れるべきだという意見が出ていたと思います。それが一番わかりやすいと思います。

というのは、関係団体とするから、いろいろな方々から、ほかの団体はどうして入らないのだと思われると思うのですけれども、これは条例ですから、例えば知床財団の役割と書きますと、知床財団に対する縛りになるわけです。知床財団は条例でこういうことをやりなさいよと言っている特別の条文だと思います。しかも、知床財団というのは、両町が設立した財団で、運営も両町から役員が出て、予算も審議されて、運営されているということで、非常に特殊なといいますか、世界遺産の管理ということで特別の団体だと思います。ですから、ここでは改めて関係団体ということで取り上げたと思います。

ただ、今言われたようなことが出てくると思います。知床の管理にはいろいろな団体が関係していますからね。ただ、説明があったとおり、条例のほかのところには事業者とか道民とかいろいろな形でみんなこれをやるということが規定されています。その中でも特に知床財団は、ちゃんとやりなさいという規定だと思うのです。そういう意味では、ここは関係団体という言葉はやはりわかりにくいので、ここでは知床財団の役割として載せるべきだというふうに思います。

●敷田座長 ありがとうございます。

整理をしていただきましたが、部会の議論の経過でも、知床財団の実績、設立上の財

団としての性格を考えるならば、特別な指定、役割を負うと考えてこの条例の中で扱っていい。ただ、知床財団と特定の名前を出すかどうかは、北海道庁が条例をつくっていく際の最終的に判断になると思います。

一方、このような財団が行っているような役割というのは、ほかの団体が果たしてもいいわけで、自他ともにそれを認められるならば、この関係団体の役割の関係団体になると考えて処理をすべきかでしょうか。

質問者の長谷川さん、それでご了解いただけますか。

自他ともにそういう役割を負っていると認められれば、財団と全く同じ関係団体として扱うということです。ただ、それ以外は、中川委員から説明があったように、いろいろな関係者の役割は、既に条例の中に説明されているので、そちらで扱うということです。

今後、誤解を生む可能性がありますので、道庁の説明の中でも、特例として知床財団を指定しているのではなしに、確かに知床財団が見本だけれども、これに倣えば、どの団体も関係団体として扱えるという公式の説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

課長、いかがでしょうか。

- 北海道（増本） ただいまご意見がありましたように、この定義の中の関係団体の方については、現時点では知床財団がこれにのっとったものになると思われませんが、今後、これと同じような形の中で取り扱う団体等が現れた場合につきましては、これを関係団体として取り扱う状況になると考えておりますので、そのように取り扱わせていただきたいと思っております。

- 敷田座長 ありがとうございます。

非常に重要な指摘をいただきまして、この関係団体については、現状で想定できるのは知床財団ですが、どの団体もこの役割を担うことは十分可能ということで、会場の皆様はご理解をしていただけますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

- 知床財団（遠嶋） 話がまとまったところで大変申しわけありません。

知床財団羅臼地区の遠嶋と申します。

敷田座長がおっしゃったとおりでよろしいのですけれども、現状は、知床財団以外にも適正な保全とか利用に向けて動いている地域の団体が既にあると思います。

例えば、この会議の関係でいけば、もう数年前ですけれども、山岳会の方々が知床沼の野営についてみずから提案していただいて、このような利用にすると植栽が崩壊しない、利用者にも迷惑がかからない、利用と保護の両立が図られるので、このような利用にしましょうとわざわざこういう会議で提案して、実際にそれが認められて動いています。

最近でいえば、事業者の集合体である知床羅臼町観光協会が、事業者が利用したい方

法についてまとめ上げて、赤岩のモニターツアーをやっていますけれども、それも自然に負荷を与えない、あそこでき得るのはこういう利用の方法だということで、まさにこの場で提案して、条件つきで認められて利用しています。

まさに書いてあるとおり、適正な利用の推進をしようとして動いている団体が今話ただけでも二つ出てきます。ですから、私たち以外にも既にそういう団体があるということを知っていただけて、道庁の中でも話していただければと思います。

私たちは、両町が知床の自然環境の保全のために立ち上げた団体ですし、頭には公益という二文字もついていますので、このような活動をするのは当たり前の話であって、個人的には、別に特出しされなくてもやります。それが私たちの活動の基本です。そういうこともありまして、ほかの団体もあるということは、道庁の中でも、こういう意見があったということを常に出して検討していただければと思います。

●敷田座長 ご発言をありがとうございます。

財団からのご発言ということで理解するならば、財団以外にも十分重要的役割を担っている団体や活動があるので、現在においてもその存在を認めていただきたい。完全に道庁からの説明で知床財団だけという説明を改めていただきたいということですが、それでよろしいでしょうか。

●北海道（村田） 一つだけ確認させてください。

条文をご覧いただきたいと思うのですが、2ページの一番下から3ページにまたがるところでございます。関係団体として、「主として」というのが実は頭に入っていて、ほかの団体の皆様も、当然、知床の保全若しくは適正な利用を担っているのは重々承知しているところでございますが、主としてとつけていますので、このままでいけば知床財団さんだけかと思えます。

それ以外の事業者若しくは事業者団体の皆様については、7ページの一番下に、「7事業者の役割」というものがございまして、このうちの(2)で、知床世界自然遺産及びその周辺地域の事業者は、保全や適正な利用のための取り組みを自ら行うよう努めるものとするということで、現状の条例案骨子でいけば、知床財団以外の皆様は、この規定に基づいているいろいろやっていただきたいというのが道庁の期待でございます。

ですので、ここは別に、5番目の関係団体に知床財団を入れるべきだというご意見を頂戴したならば、関係団体の定義自体を見直さなければいけないかと考えております。

●敷田座長 ありがとうございます。

今の基本的な認識は、事業者ではない団体があるという会場の認識で議論が進んでいきますので、事業者の役割に書いてあるではないかという指摘では納得は得られないと思います。この関係団体というのは、特に知床財団だけを指さなくとも、関係している団体で十分活動をしていらっしゃる団体はありますので、逆に条文の主としてというものを外すなりして、広くとっていただければと思います。

それが、会場の皆さんの認識であるし、先ほどの知床財団からのご発言、道が一番頑

張っているという知床財団からもっと頑張っている人がいるという発言なので、団体の上に団体をつくってしまして、当然認められると思いますので、ご検討をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特別に支障はありますか。

●北海道（村田） 特段の支障はなく、地域の皆様のご意見ということでこの場でまとめていただければ、当然、検討会議の意見に載せる形になると思いますので、座長、よろしく願いいたします。

●敷田座長 中川委員、何かございますか。

●中川委員 先ほどのことに補足したいのですけれども、ここで知床財団を特別の形で取り上げる意味のもう一つが、公益財団法人として、この目的、事業を認可しているのは道でありまして、公益的な活動をきちんとしているかどうかチェック、監督しているのも道です。

そういう意味では、道の条例で、特に知床世界自然遺産の管理という面では、知床財団をこの条例できちんと規定して、期待といいますか、そういう役割を明確にするというのはすごく意味があるのではないかと思います。

●敷田座長 ありがとうございます。

中川委員から特定したほうがいいのではないかとのご発言いただきましたが、一方で、関係の皆様は、財団も含め、ほかにもこれを担っている団体がいるということなので、その存在を認めることから、また、誤解を招かないようにする面からも、財団以外もこの対象になるとするのが素直な解決だと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●敷田座長 特になければ、会場の認識としては、知床財団の存在、その担っている役割の大きさを認めるにしても、他の関係団体もそれを担っていることに変わりないので、関係団体の解釈は広くとるということにしたいと思います。

道庁はそれでよろしいでしょうか。

●北海道（村田） そういうご意見でまとまったと認識いたしましたので、その意見を最終的な案に盛り込みたいと思います。

●敷田座長 簡単に言いますと、説明の中では、知床財団だけが頑張っているという説明をなくしていただきたいということですね。

愛甲先生、いかがですか。

●愛甲委員 ちょっとすっきりしていません。関係団体と知床財団のどちらのご意見も理解できて、知床財団の重要性をきちんと条例の中で位置づけるということ、それから、ほかの団体にもきちんと適用できるようにするという事は両方とも理解できます。

例えば、ほかの部分で関係団体がどういうふうに使われているかを見ていくと、7ページの「6 道民等の役割」の（4）では、「国、道、関係団体等が」と出てきて、関係団体が国や道と必ず一緒に出てくるわけです。それで、道民とか事業者はそれに協力

するように努めるものとするとなってくるので、ここはかなり広くとった関係団体を全て入れてしまうと、ここに書いてあることの意図は、最初に知床財団だけを想定していた意図が変わってくるのではないかと、これを逆に心配してしまいます。

また、9ページの「10 国、市町村等の意見の反映」というところには、「関係団体その他の団体」ということで今度は「その他の団体」が出てくるので、これとの関係もわからなくなってしまって、その他の団体とは何なのだろうと思ってしまいます。

その辺はきちんと整理したほうがいいのではないかと思います。関係団体といって一般の方がイメージするものはイコール知床財団とはならないでしょうし、かなり広いものとして出てくるでしょうし、それがほかの部分で今書かれていることとの齟齬はないかということが気になるのですが、その点はいかがでしょうか。

●敷田座長 ご指摘ありがとうございます。

最終決定する前にこの点を確認したいと思います。

9ページには、確かに「関係団体その他の団体」と出てきます。ただ、最初の2ページの規定にありますように、関係団体は非常に担っているものが大きいというように、特別な注釈がついております。これにつきましては、どの団体であってもそれを担っていると自他ともに認められるのであれば該当するということになるというのが先ほどの私の判断でありました。道庁として特別にこの関係団体に責務や権利をこの条例の中で負わせていると考えていらっしゃるのでしたら、広く解釈できなくなりますので、その点だけ確認をお願いします。一般的に関係団体としていらっしゃるのでしたら、これが公開されたときに知床財団だけという説明がついて回るのは非常に誤解を招くので、一般の扱いを広く解釈できるようにしておいたほうがよいというのが私の判断です。いかがでしょうか。

●北海道（村田） ここで総意としてまとめれば、それを盛り込むように道庁としてはもちろんやりたいと思っています。しかし、これまでの経過としては、ほかの団体よりも知床財団は大きな役割を担っているのではないかと、特別に規定を置いたということですね。

今、愛甲委員からもお話がありましたそれ以外の団体につきましては、今のところ9ページの事例のように「関係団体その他の団体」という形で知床財団以外の団体を後段の団体に含めて考えているところがございます。もちろん、関係団体に知床財団以外の団体を含めるというご意見でまとめれば、ほかの部分も若干見直しをせざるを得ないかと思えます。

●敷田座長 関係団体になることで、条例の中で特別な権利は発生しますか。

●北海道（村田） 特別な権利ですか。

●敷田座長 そうです。義務が発生するのであれば全く問題ないと思うのですが、権利が発生するという特別な扱いをするというふうに条例の中にどこかに書いているのであれば、関係団体を厳格に規定したほうがいいと思いますが、義務が発生するだけでしたら、

むしろ全体としては歓迎することだと考えられるからです。いかがでしょうか。

●北海道（村田） 現状は、そういったものは入っておりません。

●敷田座長 ありがとうございます。

愛甲委員の意見、中川委員の意見もありましたが、現状では、関係団体になることで、条例の中では特別な権利は発生しません。逆に、責務や義務が発生すると考えられますので、その点では、自他ともに関係団体と認められる方が増えても支障はないというふうに考えられるので、この場では、関係団体として現状を想定するのは知床財団だが、公式に知床財団だけという説明をしないということでご了解をいただけないでしょうか。

簡単に言いますと、知床財団は私だけとっていただいても構わないし、ほかの方は私も入っていると思って構わないということです。公式な説明では、道庁からは知床財団といういい例があるけれども、ほかにも頑張っている団体は非常に多いと言っていたらいいというだけです。道庁の説明が若干変わるだけということになると思いますが、いかがでしょうか。

増本課長、いかがでしょうか。

●北海道（増本） この検討会議の中で、そのような形で総意として定められれば、私どもとしては条文の規定を見直したいと考えております。

●敷田座長 あえて反対される方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

●敷田座長 なければ、お互い美しい誤解ということで、これでご了解をいただければと思います。

●斜里町山岳会（遠山） 道の方に聞きたいのですが、定義はちょっとしかないのに、この中でわざわざ関係団体だけを定義する必要性と、これを定義しなければいけない理由があったら教えていただきたいと思います。

●敷田座長 簡潔にご回答をお願いします。

●北海道（村田） 関係団体を知床財団だということを道庁で考えていますので、定義をさせていただいたところでございます。もし定義がなければ、関係団体として、例えば知床で事業を行う東京の団体なども入ってしまうというところはございます。

●敷田座長 知床財団を想定してこの文面をつくったということですが、それと同じく活動をしていらっしゃる団体がほかにもあるというご意見がこの会場では大勢だと思いますので、今のところ、関係団体には思った方が含まれる、自他ともにということになりますけれども、そういうご理解でいかがでしょうか。

関係団体になることで特別な権利は発生しませんし、むしろ義務や負担が発生しますので、その点では積極的になっていただくことがこの関係団体だと思って行動していただくことが全体にとってハッピーな結果だと思いますが、いかがですか。

財団から発言をお願いします。

●知床財団（増田） この部会で検討する中で、知床財団としては、まさに先ほど言われ

たとおり、特に権利が何とかということではなくて、今まで我々としてもこれは当たり前にはやらなくてはいけないと思っていましたけれども、それをあえて明文化して責任として書かれることに関しては、むしろ、最初はこちらとして抵抗がありました。とはいうものの、こういう条例の中で責任と義務を明確化していただいて、それを我々も肝に銘じながら仕事をしていくという意味で、ここに書かれることを了解といいますか、ある意味で名誉なことと思っています。

もし地域の中であえて財団をとという意見が余りに出るのであれば、こちらとしては、その上であえて名前をここに残すというのは、むしろ財団としてそういう意図は全くありませんので、最終的には道庁のご判断で記載の内容を考えていただければと思います。

●敷田座長 ご発言をありがとうございます。

財団から、責務が発生する方向で、権利が発生しないので、ここに書かれていることは財団としては改めて責任を認識することで非常にいいと。ただ、最終的な判断はこの場に任せるということですが、皆さんはいかがでしょうか。

特に、今の条例案を改めなくても、お互いがそういう認識であれば十分だと思いますが、いかがですか。

●知床財団（増田） それでいいと思います。先に進まなければいけないと思います。

●敷田座長 よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●敷田座長 特に異論がないので、まだ最終段階のパブリックコメントや議会での審議がありますが、こちらの検討会議では、今の文面を修正せずに、関係団体については知床財団を想定するが、それ以外の団体も自他ともに十分認めるならばこの関係団体だというご認識をお願いしたいと思います。あわせて、道庁からの説明では、例としては知床財団があるが、ほかの団体もこれに該当する可能性はあるとご説明をいただければと思います。

専門委員の皆様は、それでよろしいでしょうか。

●小林委員 道としては、こういう団体がもっと増えてきてほしいという趣旨を書き足したほうがいいと思います。

要は、文言の最初のところに、課題を解決するためには、課題の共有も必要だと書いてある。要するに、財団のような団体がもっと増えてほしい。関係団体になるレベルの団体の数をもっとふやしていただくのは大変ありがたいということを述べられていただければすごくいいと思います。

●敷田座長 どうもありがとうございます。

今の認識で道から発言をお願いしたいと思います。

ほかに特になければ、今の関係団体の問題については承認が得られたと考えて、ほかの内容の検討に移りたいと思います。

引き続き、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

●ウトロ地域協議会（桜井）　ウトロ地域協議会の桜井と申します。

1点、説明していただきたい部分がございます。

5ページにあります道の責務で、積極的に推進する責務があることの追加の中で、幾つかその言葉が出てくるのですけれども、特に隣接地における取り組みを主体的に推進するという部分があります。

この話の中で求めたいことは十分わかるのですけれども、「特に隣接地」という文言が出てきた経過とその背景について少し説明していただきたいと思います。

●敷田座長　ご質問をありがとうございました。

5ページの「特に隣接地における取組を推進する」というところが含まれた理由を説明してくださいというご質問でした。

私が聞いている範囲では、隣接地ではないところ、つまり指定されている世界遺産地域については十分な対策や保護が進められる可能性が高いので、それ以外のところ、網がかかっていない隣接地については、地元の道が大きい力を持っているので役割が大きいではないかということだったと思いますが、確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

●北海道（村田）　遺産区域については、自然公園法による国立公園とか、環境省、林野庁が既に各種法令で保護施策をやっているの、道にはむしろそういった網がかかっていない隣接地のほうに特に力を入れていただきたいというご意見でございました。

●敷田座長　桜井さん、いかがでしょうか。

●ウトロ地域協議会（桜井）　わかります。

そこで、隣接地というエリアの考え方ですけれども、先ほど、対象エリアの拡大という説明がありました。ここで言う隣接地というのは、このエリアを拡大した部分以外の隣接地という捉え方なのではないでしょうか。私はこの中で隣接地というイメージがなかなかつかめません。

●敷田座長　ご質問をありがとうございました。

基本的には、15ページの地図のラインが引いてあるところより北側で、かつ、指定がされていない部分と理解していただけないでしょうか。線を引いてあったりしないのでわかりにくいのですが。

●ウトロ地域協議会（桜井）　北側ということですか。

●敷田座長　半島側です。

●ウトロ地域協議会（桜井）　要するに、エゾシカの保護管理計画区域の中という形で、世界自然遺産登録地以外でこの線の引いてあるエリアを指していると考えてもいいですか。

●敷田座長　そうです。

●ウトロ地域協議会（桜井）　わかりました。

●敷田座長　その点線からもっと先ではないということです。

- ウトロ地域協議会（桜井） 点線から先ではない……。
- 北海道（村田） 点線よりも下側ではないということですね。
- 敷田座長 済みません。図を逆さまに見ていました。
- ウトロ地域協議会（桜井） 点線より半島側ですね。今、網かけがされていないあたりを考えると捉えてよろしいでしょうか。
- 北海道（村田） そのとおりでございます。点線よりも半島の先端側ということです。
- ウトロ地域協議会（桜井） わかりました。ありがとうございます。
- 敷田座長 ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

- 敷田座長 ないようでしたら、後半の説明に移りたいと思います。
道庁から引き続き後半部分の説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 北海道（村田） 資料3の8ページをご覧いただきたいと思います。
左側に「Ⅱ 基本的施策」と書いているところからになります。
このパーツは、道が行う施策について規定する部分でございます。
まず、括弧書きで「施策の基本方針」と書いていますが、環境審議会から施策の基本方針を記載すべきだというご意見を頂戴したところがございますけれども、道の法規審査部門で、それは当然のことで別に条文に書くような内容ではないということで削られたところがございます。
部会としましては、真ん中の列でございますが、やはり基本方針は何かしら記載すべきだというご意見はあったところですが、その具体例として、「道として基本理念を遂行するために施策を誠実に行う」というご意見がありました。
例えば、誠実に行うというのは、ほかの道の条例と比べてそういったものはなかなか盛り込めないということでもございましたので、これ以上、部会での意見がなく、このまま部会意見としては出てこなかったというものでございます。
それから、8番目の知床世界自然遺産地域管理計画に基づく施策の推進というところにつきましては、道で新たに計画をつくるのではなく、今ある既存の管理計画やほかのエコツーリズム戦略や海域の計画、エゾシカの計画といった既存の計画に基づきやっていきますという旨を規定している部分で、部会からは、真ん中の列に括弧書きの太字で、②個別計画にも基づくことの明確化と書いているところですが、もともとは管理計画に基づきやりますとしか書いていなかったのですけれども、エコツーリズム戦略とかエゾシカの計画とかほかの個別の計画にも基づくということを明確にすべきだというご意見がありまして、右側のとおり、「個別の計画等を含む」という文言を条文上入れるべきだということで部会の意見としてまとまったところです。

一つ飛ばしてしまったのですが、真ん中の列の真ん中の太字の知床世界自然遺産地域

管理計画に基づくことの明確化ということです。これは、第1回目の部会で出た意見でございまして、既に条例案骨子では明確に管理計画に基づきやりますと書いていますので、最終的に部会意見として盛り込まれなかったところでございます。順番が前後して済みませんでした。

9ページに参ります。

9番とか10番の施策については、部会では特段の意見等がなかったところです。

11番として、「来訪を促進するための措置等」というところです。ここは、もともと条例案骨子では、自然遺産として登録された意義とか、保全や適正な利用に対する道民等の理解を深めるために来訪を促進するための措置などを講ずるとなっているのですが、真ん中の列の太字の道民等の理解の増進というのは非常に大事なところなので、それだけで特別に規定をつくったほうが良いというご意見です。それから、真ん中の列の二つ目の太字のところですが、来訪を促進する具体策も条例上盛り込んでほしいといったご意見があったところでございます。

一つ目のところについては、部会として最終意見としてまとまりましたので、右側のとおり部会意見を記載していますが、二つ目のところは、具体の施策は部会のほうで出ませんで、あとは道でどのようなものがあるのかを考えて条例に盛り込めという内容の部会意見になっております。このため、「(部会案)」というものが唯一ないところです。これは、道で盛り込める具体策を条例に盛り込んでくださいというご意見となっております。

10ページに参ります。

「12 道民等及び事業者の取組の促進等」というところでは、条文の最後に、「情報の提供その他必要な措置を講ずる」となっているのですが、もっと積極的な発信としてはどうかというご意見がありました。これは、もともと「情報の共有」となっていたところを「情報の提供」に既に直していただきましたので、部会意見としては最終案に載らなかったものでございます。

次に、「13 体制の整備」につきましては、部会としまして、真ん中の列でございしますが、道職員の適正配置を明確にしてくださいというご意見がございまして、右側の列のとおり、職員を適正に配置することを明確に規定すること、部会案として、「必要な体制」の後に「(職員の適正な配置も含む)」と条文に書いてくださいという意見でございました。

14からは、各条文に対しては特段のご意見がなかったのですが、11ページのその他でございまして。

左側に「その他」と書いてございしますが、骨子の項目に該当しないものとして、こういった施策をやってほしいというのが真ん中の列です。「外国人対策を追加してください」、「他地域への貢献に関する施策を追加してください」、こういったご意見がございました。これは、最終的に部会意見としても、この検討会議に報告しようということ

になりまして、右側の列にも部会案として記載がございます。

そして、11ページの一番下ですが、規制の導入という話題も部会では出ました。罰則を盛り込んだ規制もやるべきだというご意見もあったところではございますが、それがまだ地域の総意ではないということで、最終的な部会の意見としては盛り込まれなかったところでございます。

次に、12ページでございます。

12ページは、「その他」として、条例に具体的に書き込む内容ではないのですが、条例制定後の事業としてこんなことをやっていただきたいというご意見がいろいろ出てまいりました。この辺は、細かな事業ですので、条例に書くようなものではないことから、右側でございますとおり、附帯意見として、「条例を制定して終わりとならないよう、制定後のビジョンを示すとともに、この条例を活かせるよう最大限努力すること。」という意見を部会としては道庁に出すべきではないかという最終的な結論となっております。

次は知床の日についてなので、ここで一度切ってもよろしいでしょうか。

●敷田座長 そうしましょう。

それでは、今説明がありましたところは、極めて具体的又は一部事務的な内容ですし、部会で十分お話しされた内容ですが、これに関してご意見やご質問があればお願いします。

なお、附帯意見のところは部会としてということですが、これで決まると検討会議としてということで理解してよろしいですね。

●北海道（村田） そのとおりでございます。

●敷田座長 ありがとうございます。

ご質問やご意見があれば、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

部会の中で、職員の適正配置について強くご要望をいただきましたので、その点も含められておりますし、もっとも、協働するときに相手が地元にいらないようでは協働もできませんので、これは非常に意義がある議論だったと思います。

その他、ほかの点でもお気づきの点があればお願いいいたします。

●小林委員 8ページのところに、知床世界自然遺産地域管理計画に基づく施策の推進とありまして、真ん中のところに明確化すべき目標が書いてありまして、右のほうに部会の意見が出ています。

私がちょっと気になるのは、こういったそれぞれの個別の計画は立てられるのですが、大きな目的を遂行していくには、それを補完する部分が常に出てくるわけです。この趣旨からすれば、そういった役割を北海道が担っていくべきではないかと思えます。

そうすると、既存の計画を推進することも大事ですが、既存の計画をさらに補完するということを明確にさせていただいたほうが、道がこの個別の計画に対してどういう役割を果たすのかということが明確になってくると思えますので、それを少しご検討いただ

けないでしょうか。

この表現だと、個別の施策を、はい、わかりました、オーケーですよということで、道はどこで何をやるのだ、どんな役割をするのか、それぞれの計画に対して道というものが施策の中で展開していく施策の推進という方針は出ているのですが、具体的にもう少し踏み込んだ記載は検討できなかったのでしょうか。これは私の意見です。

●敷田座長 ご意見をありがとうございました。

この条文の内容は、施策の推進全般を規定しているということで、具体的な内容を規定している部分ではないと思いますし、部会の意見は、管理計画やエコツーリズム戦略を反映したほうがいいのではということです。

これは、さきの検討会議の最後で小林委員がご意見をされた部分が反映されていると理解しておりますが、道庁はいかがでしょうか。

●北海道（村田） 各種計画に基づいてやるということと、加えて条例の道の責務と、この後の9番目以下の項目についてやっていく旨を記載しているところでございます。

必要であれば、計画の見直しなども道庁から提案していきまして、もし必要があれば計画をバージョンアップしていければと思っております。

●敷田座長 そうですね。具体的に9番目以下に書いてありますし、8番目の部分では、この計画がきちんとリンクしているということであれば十分かと思えます。ここは道庁の判断に従いたいと思えます。

ほかにございませんか。

愛甲委員、お願いします。

●愛甲委員 大分戻ってしまっただけで申しわけないのですが、先ほどから前文の一番最初の段落がずっと気になっていました。知床の生態系は多種多様な生物が生息しているというところの文章ですけれども、基本的に動物のことだけ書いていて、植物のことが全く書いていないのです。「生物」という言葉は出てくるのですが、北方系と南方系が混在しているというのは植物にも言えることなので、ここは動物だけに偏っていいのかなというのが気になったので、この辺はもう少し何とかならないかという意見です。

●敷田座長 ありがとうございます。

前文のところの記載は、動物が中心で、植物のことが書いていないというご指摘です。

実は、道庁からお聞きしたところによると、この前文は、管理計画の初めに目的などの部分を使って書いているということで、その中では「野生生物」となっていると思いますので、「動物」ではなしに「生物」を採用して全く問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

愛甲委員、「生物」にすることでよろしいですね。

途中から読み上げますと、「海鳥等の様々な生き物が生息し、また、北方系と南方系の野生生物が混在するなど」となっていますので、管理計画の「野生生物」を採用していただきたいと思えます。

道庁のほうはよろしいでしょうか。

●北海道（村田） 承知しました。

●敷田座長 承知ということなので、愛甲委員の指摘に従って修正します。重要なところに気がついていただいて、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

●環境省（西山） 釧路自然環境事務所の西山でございます。

細かいことですが、せっかく話が及びましたので、ちょっとだけ発言させていただきます。

管理計画では動物と植物の生息、生育と言っているのですが、環境省のほうでは、生物多様性条約を訳して、種の保存法をつくったときから、動物は生息するもので、植物は生育するものだという整理をしておりますので、ご参考までにお伝えします。

●敷田座長 ご指摘をありがとうございます。

前文、条例の本文につきましても、今のようなリンクをもう一度確認していただきたいと思います。愛甲委員、環境省の皆さん、もちろんの林野庁の皆さんも、もう一度確認をお願いします。

用語の問題ですが、条例は後々まで残りまして、1文字でも修正するときは大変な手間がかかってしまいますので、よろしく願いいたします。

●知床羅臼観光船協議会（長谷川） 今、意見が出たから、私も発言しようと思っていました。

私たちは、海の仕事をしています。当然、シャチでもマッコウクジラでもイルカでもたくさんいるのですが、これを一くりに海生哺乳類だけで終わっているのですが、恐らく、この条例ができて施行されたら、みんなの目に触れる文言だと思います。

この中で、明らかにヒグマやシマフクロウやオオワシ、本来ならオオワシよりオジロワシのほうの方が年がら年中いるわけですからたくさん生息しています。こういうことも含めて、海生哺乳類だけでひとくりにしないで、せめてここの沿岸までくるシャチを一文ぐらいどこかに入れてくれるような形をとれば、知床全体が陸域ばかりや鳥ばかりではないというのがわかるのではないかと思います。

我々は、ホエールウォッチングをやっている会社として、船の協会として意見を言いたいのですが、ここの文言一つでみんなの知床の見方が変わると思うのです。ただ海生哺乳類だけで終わるのか、せめてシャチだけでも、ほかではなかなか見られないものがここでは当たり前に見られるわけですから、大変な苦勞をするかもしれませんけれども、そういう修正をぜひお願いしたいと思います。

●敷田座長 ご意見をありがとうございました。

確かに、「等」という言葉は使っていて、管理計画だともう少し種がたくさん記載されているなど一致していない点もありますし、今おっしゃったように、どの種がこ

の前文に入るかというのはマーケティング上も非常に重要だと考えられますので、もう一度、先ほどのチェックとあわせてご検討をお願いしたいと思います。

全ての種を書くと大変長い前文になるので、そういう意味ではなしに、皆さんが重要だと認識していらっしゃることを確認していただければと思います。

長谷川委員、ご指摘をありがとうございました。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

- 敷田座長 ないようですので、これで前半の説明と質疑応答、それから後半の説明については、関係団体のところで議論がございましたが、関係団体については、現状は知床財団が想定されているけれども、当然、それ以外の団体もこういう責務を果たすことができるという皆様のそれぞれの理解で、原案のまま進めることでお願いしたいと思います。ただし、「主に」という表現については、もう一度、道庁のほうで確認をお願いしたいと思います。

その他、ご質問やご意見がありました。特に道庁案を大きく修正するところはないと考えまして、皆様のご承認をいただきたいと思います。

ご承認いただけます場合には拍手をお願いします。いかがでしょうか。

(賛成者拍手)

- 敷田座長 ありがとうございました。

それでは、知床世界自然遺産条例（仮称）につきまして、検討会議では、現在提出されております資料に基づき、道庁に対して検討会議としての意見として提出させていただきたいと思います。

この後の扱いについて、道庁から簡単に説明をお願いします。

- 北海道（村田） 済みません。その前に、知床の日も部会案の中に入っておりますので、その件をご説明させていただいてもよろしいでしょうか。
- 敷田座長 条例は条例でスケジュールがありますね。それを先に言ってしまって、それから知床の日の説明に行きたいと思います。
- 北海道（村田） 承知いたしました。

資料4でございます。

資料4は、資料3の右側の部会案意見を抜粋したものになっております。今、右上に部会意見、知床条例検討部会と書いてございますが、ここが検討部会の意見ではなく、検討会議の意見と変えた上で、先ほどの知床財団の「主として」という文言を消すということかと思いますが、その部分をここに追加して、これを検討会議の意見として道庁にいただくということにさせていただきたいと思います。

修正したものにつきましては、敷田座長を初め特別委員の皆様に見ていただいて、ご承認いただければと考えております。

道としましては、これを受けましたら、条例素案にこれを盛り込む方向でやらせてい

ただいて、1月の法規審査部門や、道のほかの手続を経て2月の道議会の条例案として提案したいというふうに考えてございます。

- 敷田座長 以上が今後のスケジュールの説明及び意見提出の内容の説明でありました。

今説明がありましたように、先ほどの関係団体の部分、それから、もう一度、前文を含め林野庁、環境省、専門委員、ワーキングの皆様を検討していただいて、細かい文言の修正を許可していただければ、こちらのほうで最終案をして確認した後提出ということにしたいと思います。

なお、字句の訂正だけの場合、例えば先ほどの漢字の問題などはこちらで事務的に処理をさせていただければということですが、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 敷田座長 特に異議がないので、そのように進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、知床の日について説明をお願いしたいと思います。

- 北海道(村田) 資料3の13ページでございます。

世界自然遺産・知床の日につきましては、当初、私どもとしましては、7月17日の遺産登録された日を想定しておりました。ただ、真ん中の列にありますとおり、繁忙期を避けていただきたいというご意見や、むしろ、知床の生態系、生物多様性については流氷に支えられているということで、流氷に絡めた日のほうがいいのではないかとのご意見などがございました。13ページの真ん中から14ページにまたがって、非常にさまざまなご意見が出たところでございますけれども、部会としましては、最終的に、右側の列のとおり、「地元の繁忙期以外の時期で、道民等が知床が世界自然遺産に登録された価値を再確認するにふさわしい日にちとすること」、「知床世界自然遺産の価値として評価された生態系及び生物多様性を支える流氷にちなんだ冬季の日」ということで、今、例として「1月28日」又は「1月30日」が載っております。このまま、道庁のほうに検討を委ねていただけるのか、若しくはこの場でもっと違う日がいいのか、若しくは、ピンポイントで、1月30日がいいのかといったご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

- 敷田座長 ご説明をありがとうございました。

それでは、条例の案への意見に引き続き、知床の日について、部会の検討を反映して28日と30日という案も含めてご意見をいただきたいと思います。

ご説明にありましたように、この点については、最初は7月17日という案を示して議論が始まりましたが、観光客が多い時期であるし、行事もイベントも多い時期であるので、さまざまな効果を考えると冬季のほうがいいのではないかと意見を反映しての検討の結果です。

いかがでしょうか。

特にご意見がなければ、28日又は30日を念頭に道庁に最終調整をお任せしてよろ

しいでしょうか。

- 知床斜里町観光協会（代田） 観光協会の代田でございます。

部会でも議論をしてきたのですが、今、改めての意見を述べたいと思います。

最近、何だかの日、何だかの日というのが非常に多い気がするので、28日、30日とか2月1日あたりは何の日なのか、道庁もほかとかぶらないことも含めて検討していただけたらと思います。そちらのほうが有名で、知床の日はかぶってしまっていて薄まってしまうようなことのないように、最終的な設定ができればと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

- 敷田座長 ご発言をありがとうございます。

重要な指摘でありまして、せつかく決める日がもっとメジャーな日と重ならないようにしてくれということです。この点については既にご検討されていると思いますが、いかがでしょうか。

- 北海道（村田） 2月の上旬などというご意見もあったのですが、そのあたりは北方領土の日と重なるといったいろいろな検討も道庁でもしまして、一応、この二つの案を考えてございます。今、最低限のチェックはしているところでございますが、最終的には、余り知られていないものともかぶっていないかなども詳細に調べた上で決定させていただきたいと思ひます。

- 敷田座長 今のご回答で十分だと思ひますが、よろしいでしょうか。

ほかにご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

- 敷田座長 ないようですので、知床の日につきましては、道庁の説明案にありますように、1月28日、1月30日それぞれ流氷に関連した日ですけれども、この両日を念頭に、冬季の流氷にちなんだ時期に決定するというところで最終的に承認していただひてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

- 敷田座長 特に異論がないようですので、今後、決定までどのようなスケジュールでいくかということについて説明をお願いします。

- 北海道（村田） 知床の日についての説明ですか。

- 敷田座長 知床の日を何日にするという決定をこの検討会議との関係でどういうスケジュールでいくのか、先ほどの条例と同じように説明をお願いします。

- 北海道（村田） 条例につきましては、議会の議決等が要るのですけれども、知床の日につきましては、条例に盛り込むものではございませんので、知事の決定行為で行います。その日につきましては、議会の条例の施行とあわせて行いたいと思ひてございまして、まだ4カ月間ほどございます。その間に、道庁のほうで日にちの最終案を決めましたら、改めて、次のエコツーリズム検討会議は3月2日を予定していますので、その場でもまたご説明をさせていただければと思ひます。

●北海道（増本） 補足をさせていただきます。

知床の日につきましては、ただいま説明しましたように、道議会の承認を受けるということを私どもは考えてはいないのですが、道議会のほうには、知床の日をいついつということについて事前に、例えば7月17日で想定していますというお話をさせていただいていました。今回、地域の方々が1月28日若しくは1月30日という冬場に変更するとなりますと、再度、道議会のほうに説明する形になりますので、道議会との話し合いの中で、また日にちの変更もあり得ると思っております。

そういう状況の中で、私どものほうで正式に決めた日にちについては、次回のエコツアーリズム検討会議でご報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●敷田座長 ありがとうございます。

今説明があったとおり、今後、変更もあり得るということですが、基本的に、地域の皆さんが部会の中で1月28日、30日を念頭に置いた冬季に希望するということ道を道庁及び議会の関係者に強くお伝えさせていただきたいとともに、皆様ができることといえば、地元としてはこの日に望んでいるということをいろいろな場面でお伝えいただき、それに反するような日の決定がないように意識づけをお願いしたいと思います。圧力をかけるということではありませんが、地元はこういうふうを考えているということをごまごまな場面でぜひ発信していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、知床の日に関してはよろしいでしょうか。

特になければ、これで決定したということにしたいと思います。

以上で、議題1、道条例「知床世界自然遺産条例（仮称）」及び「世界自然遺産・知床の日（仮称）」の制定については、皆様の承認を得たということになります。

●環境省（西山） 釧路自然環境事務所の西山です。

話が戻るかもしれませんが、スケジュールの件です。

今、明日までということで、骨子についてパブリックコメントなり意見照会をしております。これを受けて、骨子の修正をするわけではなくて、これをそのまま参考にして条例素案に生かしていくということによろしいですね。

●敷田座長 ご回答をお願いします。

●北海道（村田） そのとおりでございます。

この場から出てきたご意見、パブリックコメントのご意見、それから、個別に意見照会をしている機関からのご意見などをもとに、条例素案を作成いたします。これは12月の下旬のうちということですので。これを、法規審査部門や道の関係部局と調整して、最終的には1月の中旬の法規審査委員会という道の委員会で条例案を決めるという手続になっております。

●環境省（西山） 例えば、骨子について、当事務所から日本語としておかしいのではないかという意見も出させていただいているのですけれども、そこは個別に回答をいただ

けるということですか。

●北海道（村田） 骨子を修正するということはございませんので、次は条例案という形になります。パブリックコメントなどでいただいたご意見については、個々の機関にこうなりますとあらかじめ説明するのではなく、まとめたものを1月のうちに公表する予定でございます。

●環境省（西山） そうしましたら、この段階で一つ、時々、自分も含めて認識を整理しておくべきと思っていることがあります。

一番気になっていたのは、条例の中における道庁の位置づけ、役割です。一番申し上げたかったのは、道庁が世界遺産の管理計画の策定者の一人であり、世界遺産の管理主体の一員であるというところだけだったのですけれども、国立公園としての管理は、当然、環境省が管理主体になりますし、国有林としての管理は林野庁が管理主体になりますけれども、世界遺産の管理としては、道庁と林野庁と環境省は全くの同列で管理主体者であるというところを常に整理しながら、今後、条例の本文をつくっていただきたいと思います。

今日は、部会の検討経過をお聞きしまして、そのようなことはもうとっくに議論されて、指摘されていることはよくわかりましたが、現時点で公表されている骨子の中では、まだ国に対して援助を要求するとか、国に対して提言を行うとか、ちょっと気になるところが残っておりましたので、それは、今後、条例にしていく段階でまた相談させていただければと思います。よろしくをお願いします。

●敷田座長 重要なお指摘をありがとうございました。

今、最後に所長がお指摘された文面はどの部分ですか。

●環境省（西山） 道の責務の4の（3）です。

●敷田座長 「国に対し、必要な援助及び協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとします。」という文面ですね。私も気がつきませんでした。所長がおっしゃるような読み方をすれば、当然、道が第三者になって、国に対してやりなさいと命ずることになってしまいます。道が当事者意識を持って進めるというのが基本ですので、この文章については、再度ご検討いただきたいと思いますが、既に皆さんにご承認をいただいているので、これは、管理者である林野庁、環境省、3者の中で協議して決めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●敷田座長 管理者間の関係のあり方で非常に重要な点ではありますが、全員で議論をする内容ではないと思いますので、道として当然責務を果たしていただく一環として議論をしていただければと思います。

課長、いかがでしょうか。

●北海道（増本） わかりました。

●敷田座長 所長、いかがでしょうか。

●環境省（西山） わかりました。

●敷田座長 それでは、この点は林野庁も道庁に対してご意見をお願いしたいと思います。

●中川委員 部会の議論の中でありまして、最初に審議会で普遍的な価値というところを、道の法令部門で普遍的な価値ではわかりにくいから意義に直したということですね。でも、世界遺産条約には普遍的価値ということで何回も出てくる言葉なので、そういう意味で部会の中で価値に戻りました。

この辺は、また法令部門あるいは議会で、道条例の文言で価値という言葉は使えないかという可能性もあるのでしょうか。

というのは、国際条約があって、それを批准して国内法をつくるのではないですけども、世界遺産というタイトルがついている条例ですので、世界遺産条約の中にある文言というのは、もしかしたら普遍的価値のほうがいいのではないか、それはテクニク的なものかもしれませんが、そのように思います。その辺も法令部門できちんとチェックしていただければと思います。

●敷田座長 ご指摘をありがとうございます。

先日、私もその点について道庁との間で相談をしておりますので、先ほどの件も含めまして用語を一括して再チェックをお願いしたいと思います。価値の問題は非常に重要なので、その点はぜひご配慮をお願いしたいと思います。

今のことは、附帯意見として承認はされておりますが、中川委員から附帯意見として記録をお願いします。

全体を通して、ほかにございますか。

●環境省（坂口） 先ほど西山から、道の責務の部分について一つ意見を言わせていただいたのですが、同じような趣旨で、5ページの部会案の隣接地に関する文言を加えられていると思います。これは、環境省、林野庁、北海道庁がそれぞれ管理者として主体的に自然遺産地域の保全をやっているところですが、「この場合において、特に隣接地における取組を主体的に推進するものとします。」となっております。

先ほど、例えば自然公園法とか国有林の施策などが遺産区域内ではあるので、道が特に力を入れるべき部分が隣接地なのだというお話がありました。当然、隣接地は重要だということは認識していますが、遺産区域内でも、鳥獣の管理でトドなどの問題もございますし、道庁に積極的に取り組んでいただくべき部分はあると思うので、いわゆる前文の部分を受けて、この場合において隣接地における取組を主体的に推進すると言ってしまうと、何となく、外側はやります、内側はやりますという空間概念になってしまうと思います。ですから、隣接地の取組は書きつつ、文言はもうちょっと書きぶりを修正したほうが良いというような感覚を持っています。その点も先ほどの話とあわせて調整させていただければと考えております。よろしいでしょうか。

●敷田座長 ご指摘をありがとうございます。

今のご指摘は、道の責務に関するところと同じ内容でありますので、これも先ほどの

調整と含めて林野庁、環境省、道庁の間に最終調整をお願いしたいと思います。

会場では、一旦、この案を承認しておりますので、今ほどの複数の意見につきまして、附帯意見として、関係省庁での調整ということでご了承をお願いしたいと思います。

皆さんの承認については、先ほどいただいたとおりであります。

道庁のほうはいかがですか。

●北海道（増本） わかりました。

●敷田座長 それでは、その話し合いのところから、責任を持って主体性を発揮していただければと思います。

特にございませんか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

道庁のほうはよろしいですね。

●北海道（増本） はい。

●敷田座長 それでは、議事の2項目の部会の公開原則についてですが、私から簡単に説明をさせていただいて、内容について事務局からお話をいただきたいと思います。

部会の公開原則ですが、この場では、検討会議、部会を含めてどなたも参加ができる、もちろん途中から一方的に参加するというのではなしに、基本的に立ち会うことができる、そこで議論をされていることを知ることができるという公開原則をとってきたというのは共通の認識であったと思います。

しかしながら、その共通の認識は、その共通の認識をつくる時に携わった人、立ち会った人が共通の認識となっております、そこに新たに参加してくるということで、この検討部会もメンバーもかわったり、交代をしたりしますので、その点では明文化をしておくほうがいだろうというのが、今回、5回連続して部会を開いたときに明らかになりました。

部会の中では、情報は等しく公開されるべきであり、誰もがアクセスできる情報であるということを確認するため、部会の公開原則となっておりますが、改めて検討会議及び部会全体の公開原則を戦略の中に明記したいと思います。

この提案は、特別に明記する必要がないというご意見がある場合だけよろしく願います。ただし、もちろん例外規定がありまして、例えば、希少種に関するような問題や、非常にセンシティブな人権にかかわるような問題を扱う場合は、特別に公開しないことも行えるということにしたいと思います。

この点に異論がなければ、修正案は道庁から説明されますか。特に要らないですね。

●北海道（村田） 事務局で相談してということで、もし直すという方向が決まれば、当然、事務局は3者ございますので、3者で協議をしてとは思っております。

1点だけ補足をさせていただきますと、検討会議自体は設置要綱で公開が明記されておりまして、部会の部分だけが明記されていないということで、部会の部分の公開を明記するべきかということで、今日、お諮りいただくためお持ちしたところでございます。

●敷田座長 正確に説明していただきましたが、部会の結果の公開は明記されていましたが、事務取扱要領ですね。

●北海道（村田） 今、明記されているとお話ししたのは、検討会議の場です。この場合は設置要領で公開と決まっています。部会について公開するかどうかです。事務取扱要領では議事概要は公開するとしかなっていないので、部会の会議自体が公開ということはどこにも書いていないということでございます。

●敷田座長 ご説明をありがとうございました。

部会についても、検討部会で同様のレベルで公開をするということを戦略に明記する手続を次回の検討会議で諮らせていただきたいと思います。

この検討を事務局にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

●敷田座長 特に異論がないので、公開原則を徹底するように3者で原案を作成し、次回に提案をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の部会の公開原則についてもご承認をいただいたということとします。

ちょっと時間が長引いておりますが、ここで5分間の休憩をして、55分に再開したいと思います。

[休 憩]

●敷田座長 それでは、再開させていただきます。

今日は、話題提供ということで、この検討会議でも時間のある限りいろいろな情報を共有していただくために話題提供の時間を設けてまいりましたが、本日は、私と知床財団の秋葉さんと能勢さんから、先日、学会でも発表してまいりましたが、野生生物と観光客や私たちがどういうふうにつき合うかということで、野生生物と私たちとの関係について、一つの考え方を紹介させていただきたいと思います。

今回例示としますのはヒグマの問題です。

ヒグマの問題については、皆さんも非常に関心が高く、理解も深いと思いますが、再来週、ヒグマの管理方針の検討も再開されますし、ヒグマの問題については、このエコツアーリズムの検討会議でも非常に関心も重要度も高い問題だと考えております。

特に、ヒグマと人との遭遇や事故のおそれなど問題も大きいテーマでありますので、今後、ヒグマと私たち、それから観光客の関係をどうしていくかというのが今日の提案であります。

今日は、皆さんのお手元に資料をお配りしておりますが、ヒグマの問題については、一昨年の検討会議で私と愛甲委員から資源化しているヒグマということで紹介させていただいたことがあります。今日は、それを受けまして、さらにヒグマの問題をどう扱っ

ていくかの一つの話提供だとお考えになってください。

まず、私からお話をさせていただいた後、続けて能勢さん、秋葉さんから10分ずつお話をさせていただきたいと思います。

私のお話で紹介する内容は、イメージ化する野生生物ということで、私たちは野生生物や野生動物、植物をイメージとして認識することが非常に多くなっているというのが提案です。

私の発表の中では観光資源化という言葉を使いますが、資源化というのは、私たちが利用可能な状態にすること、皆さん観光関係者ですと、観光資源、観光素材、観光対象として資源を認識すること、観光船であれば、ヒグマがいるよ、この景観がすごいよということで観光客に提供することだとお考えになってください。

この資源化のプロセスは極めてシンプルにできておりまして、最初にそれが魅力のある資源だということで対象にする対象化、それから、それが利用できるような形ですね。つまり、見られる状態にする、さわられる状態にするという資源化、さらには、それが規格化されて使える状態、販売できる状態、これは商品化と呼ばれますが、この三つのプロセスをたどっていると考えています。

商品化になった段階では、サービス、つまりツアーとして販売することが可能になります。この観光資源化の一つの特徴として、ほかの資源の資源化に比べてはるかにコストがかからないというのが特徴です。つまり、観光ですと、見るだけで観光資源にできてしまうという大きなポイントがあります。ほかの工業製品ですと、資源化して最終的に商品化をするためには、すごい生産設備が必要になってくるということが非常に多いということと比較していただければと思います。

一方、資源化をした後のコストが逆に観光資源でかかってくることも事実です。ここは、皆さんよくご存じのとおり、知床は観光が非常に重要な位置づけであります。その中で、人がエゾシカに近づいていく、それから、キツネのほうも人なれして近づいていくという状況が頻繁に起こっています。

当然、この中でヒグマが目立っておりまして、ケイマフリの事業のときに調査をした内容ですが、観光客は世界遺産登録のときの対象にはなっていない風景や野生生物そのものに対して魅力を感じています。実際には、世界遺産登録になったときは、生態系と生物多様性が認められたわけなので、その認められたものではないものに関心を非常に持っているということです。

野生生物の中でも、特にヒグマ、鯨、イルカ、ワシという特定の生物に関心が集中しています。この青い線がヒグマでして、その点では、ヒグマは断トツでこの関心を持たれている資源ということが言えます。

当然、それは媒体にも表れておりまして、これは幾つかのガイドブックから私がとってきたものですが、例えば、このようにヒグマ発見とか、知床岬方面クルーズツアーではヒグマが見られます。それから、絶景秘境、動物絶景ということで、ヒグマが完全に

資源化されて皆さんに消費されている現状がわかります。

ヒグマの資源化というのは、当然、観光客のニーズがあるから起こっていることで、皆さんがあえてわざわざ資源化をしているだけではありません。この中では、例えば、知床で出会える動物たちとして、真ん中にありますが、ほかの動物と同列でヒグマも描かれていることに注目していただきたいと思います。

このような自然資源の観光資源化ですが、ステップがあります。スタートの段階、最初の段階では、本物を見ることで消費をするという直接消費が発生します。

この直接消費は、実物がないと消費できないので、できるだけ実物に近づこうとします。これは、ヒグマと遭遇している観光客が行っている消費です。

一方、実物に接近しなくても、イメージを楽しむという消費があります。

これは、動物の写真を見ることで満足ができるということです。今日は天気が悪いし、ヒグマやエゾシカが見られないけれども、写真を見て、知床に来たらこういうものが本当はいるのだなという消費だと考えてください。

しかしながら、イメージ消費とは別の形で背景的消費というものがあります。

この理解は少し難しいですけれども、ヒグマを楽しむために、その背後にある知床の自然を背景として消費する、つまり、消費したいのはヒグマなのだけれども、背景、セットとして知床の自然を使ってしまうという消費のパターンです。

もう一度わかりやすく説明しますと、このパターンが直接の消費です。これは、エゾシカの写真を撮ることで直接消費をしていきます。このことに対して料金を取ることも可能だと思います。

一方、これがイメージ消費です。後ろに写っているのはヒグマの剝製でありまして、本物のヒグマではこの状態は実現不可能ですが、イメージとしてヒグマをこのように剝製にすることで何度でも体験ができる、つまり、本物ですと1回しか体験ができないのが、何十回、何百回、何千回と提供することができるというのがイメージ消費が持っている効率性です。そのため、現物を提供するよりも、こちらのほうが生産性が高いと考えられます。

一方、この状態になりますと、このヒグマの描かれ方は、ヒグマとしてではなしで、背後にあるお店をPRするためにこのヒグマが使われるということで、背景に使われてしまうというやり方です。

あくまでメインターゲットはお店で消費してもらうことで、ヒグマはそのための背景として使われていきます。

このような使われ方は、決してプラスだけではなしに、ヒグマが知床にいることを説明はしていません。つまり、ここにいる知床のヒグマではなくても、センセーショナルであればいいというタイプになります。

このように、大事にしようとしているものと、背景が逆転をしていく消費のパターンは最近非常に多く起こってきました。

例えば、これは映画館で食事をするという例ですけれども、普通、映画館とは映画を見に行くところですが、この映画館は食事をするために映画を背景に流しているという変わった映画館です。ですが、これが都市での消費のパターンとして最近起き始めています。ここでは、ディナーを楽しむために映画を流しています。本来、映画館は映画を見に行くはずのところ、逆転をしてしまっているというパターンです。つまり、映画の価値が非常に低められてしまう可能性を持っています。

知床の例にこれを当てはめると、知床の自然の価値よりも、そこにある特定の野生生物にしか意味を感じないというパターンです。

場面を変えまして、このお話に移りたいと思います。

今の観光スタイルは、先ほど説明した消費のスタイルを反映して変化をしてきております。

もともと直接消費で自然を楽しむというのはネーチャーツーリズムとしてスタートしました。これは、自分が創造の中でどんどん自然を楽しんでいく、自然を楽しむ力がある人だけが楽しむというパターンでした。直接自然を見るということがベースになります。それが、最近では、解説がつくエコツーリズムということで、ガイドがつくったイメージやガイドが語る自然を消費するというイメージ消費ができるようになっていきます。

しかし、これが終着点ではなしに、さらにお客さんが自分で創造する。ガイドの創造性を消費するのではなしに、お客様が自分で自分を楽しむようにできるというクリエイティブツーリズムというスタイルも今は出てきています。

このようになると、実は、知床の自然は背景で、自分が楽しむために自然という設定があったほうがいいねというパターンになりがちになります。

実際に、この現場で起こっていることは、例えばヒグマを見つけて近づくというのは、直接ヒグマを消費します。見るわけですね。これは、ホエールウォッチングでも全く一緒です。それが進みますと、ガイドツアーでヒグマを見学というパターンが可能になります。この場合は、ガイドが持っているヒグマを語るというイメージを消費していますので、ヒグマに近づかなくても消費ができるという資源負荷を小さくできるというメリットがあります。

一方、一番下に書いてあるのがネーチャーフォトの撮影です。

私たちは、ヒグマの写真を撮るカメラマンに対して、非常に危険だし、問題があるという認識をしていますが、考え方を変わると、彼らは非常に高度な消費をしていることになります。高度な消費というのは、カメラマンの写真撮影が非常に創造的な活動であるということです。今、社会一般に評価が高い創造活動、表現活動である、つまり、個人的な芸術活動にも一致するということが、レベルは違っても個人が創造的活動をするということが社会的に非常に評価されている現状では、私たちが問題だと思っている行為自体が社会一般から見ると非常に高度な消費で価値のあることということになる可能性が高いということです。これは、ホエールウォッチングやバードウォッチングで

も同じように起こっていると思います。そのため、私たちがいかにそれを規制しようと考えても、非常にコントロールしにくい相手だということが考えられます。

しかし、問題点は、彼らがヒグマの写真を撮るために背景である知床の自然を使っているということです。つまり、ヒグマが消費をできればいい、ヒグマの写真を撮れば、その背景として自然はきれいであったほうが、豊かであったほうがいいという捉えられ方をしてしまって、ここには知床の中にあるヒグマ、生物多様性として、生態系としてのヒグマの存在は非常に薄くなります。

今、こういう考え方をしております、カメラマンの規制やコントロールを考える際に、一方的にその行為が危険だと責めるだけではなく、こういう消費のパターンに注目してもいいのではないかとというのが今日の話題提供でありました。

どうもありがとうございました。（拍手）

引き続きまして、今度は、ヒグマの現状の部分について、能勢さんから話題提供をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●知床財団（能勢） 知床財団の能勢です。

先日、沖縄に行ってきました、知床のヒグマの状況について報告してきました。

スライドもありますが、時間がないので、動画をお見せして現状を説明したいと思います。

これは、知床のよくある公園線の風景です。

今年になりまして、ヒグマの目撃件数は斜里、羅臼両町合わせて1,700件ほどになっております。これは、平成24年の2,000件を超えた年の次に多い年でありました。さらに、今年に至っては、捕獲数が両町合わせて60頭を超えまして、これも平成24年の67頭とほぼ同数に並んだ結果となっております。

平成24年から知床ヒグマ保護管理方針が運用されましたけれども、平成24年から2年挟んだ今年に関しても、またヒグマの大量出沒が起こっています。

今年は、特に林野庁のほうで調査したミズナラの堅果の実りが非常に悪かったという点と、夏の食物が非常に凶作であったということが挙げられます。

もし、このような大量出沒が今後も起こるようなことになれば、我々の対策だけでは人とヒグマとのあつれきとといいますか、人とヒグマの間で起こる事故がだんだん防げなくなるのではないかと危惧しております。

例えば、先ほども動画でありました道路にヒグマが出沒して、それが非常に近い距離でジッターの人が観察する、窓からカメラを出して撮る、さらにひどい状態になりますと、車からおりてヒグマの撮影をするという状況が繁忙期になると日常的に見られる状態でした。

これは、こちらとして法的にだめということとは言えなくて、何とかヒグマが人なれしないようにヒグマと近づいて事故を起こさないように協力してくださいという感じで説明して、ヒグマを追い払う、ヒグマのほうを人側が強制移動させて距離をとる形で対処

してきておりますが、私たちも物理的な人員の限界がありまして、それが徐々に苦しくなっているということが現在の状況で挙げられます。

これは、国立の中の話だけでは終わらなくて、遺産地域内で人になれた熊というのは、ウトロとか羅臼の住宅の裏とか、人のつくった境界ですけれども、住宅エリアのほうにまで進出してしまうという状況が発生しています。

こちらの例は2002年のウトロの状況です。

このようにウトロの小学校の敷地内に入って駆除されてしまった熊です。

実は、こういう状態が今年も起こっておりまして、住宅への接近への理由として、今13頭が捕獲されています。

また、斜里のほうですと、ビートとか小麦が主に生産されていますので、その被害防除として、今年は25頭、実はほかにも狩猟によって何頭も捕獲されていますけれども、そういった被害の防止のためにヒグマが駆除されているというのが遺産地域外の現実です。

ヒグマ出没が伴ってこのような状態がありまして、まず、遺産地域内ですと交通渋滞やら人の渋滞がどうしても発生してしまいます。その中で過剰にして接近しまったり、ごみをポイ捨てしてしまったり、それを熊が食べてしまう。意図的に餌づけしてしまう。結果として、人に接近してくるまでになる個体や住宅地若しくは施設にまで侵入するようになる個体が、今年、現れました。

このグラフは、1993年から今年度までの目撃件数と捕獲数をまとめたものです。

実は、目撃件数は、8割強が国立公園内の目撃ですけれども、その目撃の増減のパターンといいますか、増減の傾向が捕獲数と非常にリンクしていることがわかっています。

つまり、国立公園の中だけの話ではなく、目撃されやすい、されにくいという傾向が、ヒグマ自体が捕獲されるというファクターにつながっているのではないかと現場では感じられています。

最後に、私たちはヒグマの対策をしているのですが、いろいろな対立といいますか葛藤がありまして、一方では、ヒグマが観光資源化して、それを一般の人に見てもらいたいという思いもありながら、ヒグマは距離を保たなければいけない野生動物ということで追い払いをしています。特に、カメラマンたちの間では、なぜ何もしていないのに追い払うのかという利用と保護の対立のような間に挟まれていろいろと苦労しているという話です。

せっかくつくった動画がお見せできないのが残念でしたけれども、口頭で失礼しました。

以上です。（拍手）

●敷田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、秋葉さんから話題提供をしていただきたいと思います。

●知床財団（秋葉） 時間が押していますので、私も口頭で簡単にご報告いたします。

私からは、五湖の制度の報告をさせていただきました。

野生動物との観光の関係でのあつれき、若しくは、人が非常にたくさん集まるところの解決策というのは、知床に限らず、ほかの遺産地域も共通の課題を抱えているところは大変多いです。若しくは、そういう場所では、有料化とか人数制限という話がよく出てきますが、そうではない形として、一つ新しい取り組みとして始まっている五湖の制度をご紹介させていただきました。

五湖も制度が始まって5年になりますので、その結果を簡単にご報告させていただいたのですが、単に人数を制限するとか規制するというのではなくて、新しい施設の整備と合わせて場所を分けて、その中でルールを導入するというやり方が知床五湖の例として非常に注目されているのではないかと思います。

またリスクなどの情報提供という手続をきちんと踏むことでクリアした例が、ほかではない例として評価されているのではないかと思います。その中で、緩やかな人数のコントロールや料金の徴収をしていますという事例としてご報告しております。

また、レクチャーという仕組みです。知床五湖では既に始まって5年間たっていますが、きちんとしたルールを周知する機会を保障して、かつ、ヒグマの存在をきちんと知らせることで、ある意味、自己責任ということを安易に使わずにきちんと手続としても踏むという意味合いがあるのではないかと思います。

数字ですが、5年間で皆さんも私どもも含めて一番心配したのは、ある種の規制みたいなものが利用者数を大変減らしてしまう要因になるのではないかとということです。

これは、知床五湖全体の入り込みですが、2011年から始まって大幅に利用が減るという状況は確認されておりませんし、今、レクチャーを聞いて遊歩道を歩く方が7万人を超えていますので、これぐらいの規模の方が熊の情報をしっかり受け取るということは、五湖に限らず、ほかの場所も含めて非常に有効になって広がりつつあります。さらにはガイドツアーというのも人数が大変伸びており、ガイドツアーの参加者も1万人を超えているような状況になっております。

制度の感想については、開始前と開始後ですが、一番下の開始後のほうがこの制度は望ましいという回答を一般の来訪者からいただいています。特に料金もいただいた上でやっているガイドツアーが高い評価を受けている現状があります。

結論としては、ある種の規制ではあるのですが、これをうまく入れることで、むしろ地域のブランディングであるとか、そういったものに貢献する可能性があるのではないかとという事例としてご報告させていただきました。

以上です。（拍手）

●敷田座長 秋葉さん、ありがとうございました。

以上、3者から話題提供をさせていただきました。

今日の話提供は、具体的に何かの問題の解決につながるということではなく、今までこういう問題が起きたときに、まず規制ということを考えてきましたが、そうではな

く、ブランド化やマーケティングなど新しい手法を用いてスマートにコントロールすることが選択肢にあるのではないか。また、それを支えるために研究や調査をすることが必要であるということをご紹介させていただきました。

特に、資源化をすること自体に対して非常に懸念を持っていらっしゃる専門家や関係者もいらっしゃいます。ヒグマを観光に使ってはいけないという趣旨だと思いますが、一方で、観光客の方は、そういうことをお構いなく観光資源化を進めています。そういう現状を認識する限り、観光資源化をとめるのではなく、うまく資源化をコントロールする、むしろブランドとして使っていく知床の価値の一つとして表現していくことも可能であると考えております。

今後、この話題については、いろいろな形で皆さんにお話をしたいと思います。

本日は、時間がかかっておりまして、本来、ここで質疑応答や意見をお聞きしたいところですが、省略させていただきまして、解散後に発表者3人にご意見やご質問をいただければと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

●北海道（増本） どうもありがとうございました。

ヒグマに関していろいろと話題提供をいただきまして、ありがとうございます。

4. 閉会

●北海道（増本） 以上をもちまして、適正利用・エコツーリズム検討会議を終了させていただきます。

お疲れさまでございました。

以 上